

別表第7（第4条関係）

悪臭に係る規制基準

項	種類	名称	構造・使用及び管理の基準
1	家畜・ 家きんの 飼育施設	ア 豚の飼育場 イ 牛の飼育場 ウ 馬の飼育場 エ 鶏の飼育場	次に該当すること。 1 床は不浸透性材料で作られ、ふん尿を分離処理できる構造である。 2 ふん尿の貯溜設備がある。 3 衛生害虫の出入りを防止できる設備がある。 4 ふん尿は適宜取り去り、なるべく踏ませない。 5 防臭剤・防虫剤を適宜散布し、悪臭・衛生害虫の発生を防止する措置が取られている。 6 ふん尿及びきゅう肥の土壌還元は、腐熟させて行う。
2	ふん尿・ 汚物及び きゅう肥の 貯溜施設	ア ふん尿・ 汚物の貯溜槽	次に該当すること。 1 槽は不浸透性材料で作られ、雨水等が浸透しない構造である。 2 衛生害虫の発生・悪臭の発散を防止できる設備がある。 3 ふん尿・汚物の土壌還元は、衛生害虫の発生・悪臭の発散しないよう覆土して行う。
		イ きゅう肥 の堆積場	次に該当すること。 1 床は不浸透性材料で作られ、雨水等の浸透しない設備がある。 2 汚水が場外に流出しない構造である。 3 衛生害虫の発生・悪臭の発散を防止できる設備がされている。 4 きゅう肥の土壌還元は腐熟させて行う。
3	再生資源 卸売業の プレス断裁 及び焼却 施設	プレス断裁 処理場	次に該当すること。 1 処理に伴う作業は、屋内で行われ、床は不浸透材料で作られている。 2 焼却処理は焼却炉により行われ又は悪臭の発生を最小限にする方法により焼却させる施設により行われている。
4	汚物の くみ取り 施設	バキュームカー	次に該当すること。 1 バキュームカーは、悪臭の発散を防止する装置を有する。 2 くみ取り作業に当たっては悪臭の発散を最小限にとどめるよう、留意する。

備考 この表に掲げる規制基準は、次の施設について適用しない。

- 1 項1の施設のうち、住家からおおむね300メートル以上離れているもの
- 2 項2の施設のうち、住家からおおむね200メートル以上離れているもの